奨学金返還支援制度に関する意向調査票

岐阜県商工労働部

本調査へのご回答は、①回答専用サイト（以下URL）からの入力または、②本書ご記入後メール送信にて受け付けております。

回答期限：　１０月２０日（金）

①　回答専用サイト：<https://logoform.jp/form/T8mB/334027>

②　回答先メールアドレス：c11369@pref.gifu.lg.jp

|  |
| --- |
| ・県では、県内企業と連携した新たな奨学金返還支援制度の創設を検討しており、県内企業の方々のご意見やご要望について把握したいと考えております。・そこで、各設問に対して制度のたたき台として一例を提示しますので、調査へのご回答をお願いします。・なお、ご回答いただいた内容は県において統計データとして集計し、貴社名や個別の回答が外部に出ることはありませんので、幅広い企業様のご協力をお願いいたします。 |

【企業情報】企業情報をご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 従業員数 |  |
| 区　分 | 業　種 |
| 製造業 | １　食品　２　繊維・衣服　３　木材・家具　４　紙・パルプ・印刷　５　化学・プラスチック　　６　窯業土石　　７　金属製品　８　機械 ９　その他製造業 |
| 非製造業 | １　情報通信業　２　運輸業　３ 卸売・小売　４　金融・保険業　５　宿泊業・飲食サービス　６　生活関連サービス業・娯楽　７ 医療・福祉８　建設業　９　農林畜水産業　１０　その他 |
| 担当者情報 | 氏名：電話番号： |

**Ⅰ　支援制度への参加意向について**

（問 １）県と産業界による奨学金返還支援制度にご関心がありますか。

１. ある

→具体的にお教えください。（自由記述）

２. ない

→具体的にお教えください。（自由記述）

（問 ２）令和６年度（令和７年度採用対象）から奨学金返還支援制度を創設した場合、利用される可能性はありますか。

（返還支援額は、県と企業が負担する想定　※詳細は問７のとおり）

１. 制度を利用する

２. 制度の利用を検討する

→条件などを具体的にお教えください。（自由記述）

３. 制度を利用しない

→具体的にお教えください。（自由記述）

**Ⅱ　制度設計について**

１　支援対象者について

(問 ３) 支援対象者についてのご意見がありましたらご記入ください。

　　　　　（一例）大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程の新卒・既卒者

（自由記載）

２　支援条件について

対象者の支援条件のたたき台として一例を以下のとおり提示します。

|  |
| --- |
| ①採用時に３０歳未満を対象とする②新卒者、既卒者（卒業後、非正規雇用）、県外企業の就業者を対象とする③出身地要件は設けず、県内・県外出身者ともに対象とする④就業後の居住地要件は設けず、県外居住も可とするただし、就業地は県内のみを対象とする（支援条件）⑤県内に就業し、３年経過後に支援額の１／２を、６年経過後に残りの１／２を支援⑥県内に本店を有する企業の場合、県外への２年以内の転勤等を可とする（ただし、６年間の県外就業期間からは除外する。また、県外勤務等が通算２年を超えた場合は支援対象外とする） |

(問 ４) 「**①採用時に３０歳未満を対象とする」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

(問 ５)「**②新卒者、既卒者（卒業後、非正規雇用）、県外企業の就業者を対象とする」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

(問 ６) 「③**出身地要件は設けず、県内・県外出身者ともに対象とする」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

(問 ７) **「④就業後の居住地要件は設けず、県外居住も可とする」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

(問 ８) **「⑤県内に就業し、３年経過後に支援額の１／２を、６年経過後に残りの１／２を支援」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

(問 ９) **「⑥県内に本店を有する企業の場合、県外への２年以内の転勤等を可とする」**についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

３　対象業種について

(問 10)県内のあらゆる産業、業種、企業規模を問わず対象とすること（**業種・企業規模を限定しない**）についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

４　返還支援額について

返還支援額のたたき台として一例を以下のとおり提示します。

|  |
| --- |
| 返還支援額は１人当たり最大１５０万円（返還残高の１／２が上限）、参加企業による選択制（例）大学生：１人当たり６０万円、１００万円、１５０万円から選択　　　短大生：１人当たり３０万円、　５０万円、　７５万円から選択 |

(問 11)返還支援額についてご回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

５　支援方法について

支援方法のたたき台として一例を以下のとおり提示します。

|  |
| --- |
| 返還額の一部を奨学金貸与機関に直接支払う基金を創設し、県と企業が積立金を折半（本人支援型）する（県負担１／２、企業負担１／２）（例）企業の負担額は返還支援額の１／２大学生：１人当たり３０万円、５０万円、７５万円　　　短大生：１人当たり１５万円、２５万円、３７.５万円 |

(問 12)県支援額に加え、**参加企業からの寄付**（企業負担額は**支援額の１／２**（大学生の場合は最大75万円））により、基金を運営することについてご意見を回答ください。

１. 適切である

２. 適切でない

→２の場合の理由（自由記載）

６　企業の採用枠について

 (問 13) **企業の規模に応じて１社あたりの支援対象者数に上限を設けることについて、どのように思われますか。**

１. 上限を設けたほうが良い → 具体的な上限数等ご意見があれば記載ください。 （自由記述）

２. 上限を設けなくて良い

３．どちらでも良い

(問 14)本制度を利用される場合の支援対象者数について回答ください。

※利用予定無しの場合は本設問への回答不要です。

１. 令和７年度採用予定者数　　　　人

２. うち、支援対象者数　　　　　　人

　（例）大卒の採用予定の場合の企業の負担額

　　　　支援対象者１名の場合　７５万円　（１５０万円の１／２）

　　　　支援対象者２名の場合１５０万円　（１５０万円の１／２×２名）

７　その他

（問 15）その他、奨学金の返還支援制度の創設に関し、県への要望等がありましたらご記入ください。

**Ⅲ　企業による返還支援について**

（問 16）従業員への福利厚生（人材確保策）として、奨学金を返還している従業員に対する何らかの支援制度を設けておられますか。

１. 設けていない

２. 設けている

→制度の具体的な内容をご教示ください。 （自由記述）

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先：岐阜県商工労働部 産業人材課　山田、鷲見　TEL 058-272-8406